

ComLinkインターネット  
フレッツ固定IP接続サービス利用規約

令和4年4月1日

株式会社ウインテック コミュニケーションズ

山梨県甲府市北口2丁目6-10

TEL 055-220-7388

FAX 055-220-7393

# Comlink インターネットサービス フレッツ固定IP接続サービス利用規約

## 目次

### 第1節 総則

第 1 条 (目的)

第 2 条 (内容)

第 3 条 (変更)

第 4 条 (利用資格)

第 5 条 (権利の譲渡制限)

第 6 条 (契約の申込等)

第 7 条 (料金および請求)

第 8 条 (最低利用期間)

第 9 条 (サービスの中断)

第10条 (解除)

第11条 (期間)

第12条 (通信の切断)

第13条 (免責)

第14条 (管轄)

別表 1 サービス料金について

当社は、東日本電信電話株式会社(以下、「NTT」とします。)が提供するフレッツ・ISDN、フレッツ・ADSL、フレッツ光接続時に固定IPアドレスを割り振るサービスを、「フレッツ固定IP接続サービス」(以下、「本サービス」といいます。)として提供し、本サービス利用に関する規約を以下のとおり定めます。

#### 第1条 (目的)

本サービスは、アクセス回線の常時接続とブロードバンド化におけるインターネットサービスの提供を目的とします。

#### 第2条 (内容)

本サービスは、NTTによる地域IP網を介してComLinkインターネットサービスのネットワークに接続する機能を提供するものとします。

#### 第3条 (変更)

当社はこの規約を変更することがあります。この規約が変更された後における本サービスの利用に係る料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。また、この規約の変更については事前に告知します。

#### 第4条 (利用資格)

本サービスを利用できる者は、ComLink インターネットサービスの契約者に限ります。  
本サービスを利用しようとする者は、NTT が提供する「フレッツ・ISDN」、「フレッツ・ADSL」、「フレッツ光」のうち、いずれかの契約者である必要があります。

#### 第5条 (権利の譲渡制限)

本サービス契約上の権利を他人に譲渡又は移転することはできません。

#### 第6条 (契約の申込等)

本サービス契約の申込みをしようとする者は、当社が指定する申込用紙に必要事項記載後郵送にて申し込むものとします。

本サービス契約は、前項の申込書が到着し、当社がComlinkインターネットサービス約款 第3

章(利用申込等)に定める内容に基づき、これを承諾したときに成立するものとします。

#### 第7条(料金および請求)

本サービスの利用に係る料金は別表に定めるとおりとします。

本サービスの料金は、毎月当社の定める日に翌月分を請求致します。

前項の定めによりComLinkインターネットサービスの料金の請求を受けた契約者は、請求書に指定する期日までに、当社が指定する方法により、その料金等を支払うものとします。

#### 第8条(最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は3ヶ月となります。

#### 第9条(サービスの中断)

当社は、本サービスの提供を予告なく中断することがあります。

#### 第10条(解除)

当社は契約者が次の各号に掲げる事由に該当するときは、本サービス契約を解除することができます。

- (1)第5条(権利の譲渡制限)の規定に違反したとき
- (2)第7条(料金)の債務の支払いを怠ったとき
- (3)その他当社の定める事由によりやむをえないと判断されるとき

契約者は、本サービスを解除するときは、当社に対して、解除の日の2ヶ月前までに書面によりその旨を通知するものとします。

## 第11条（期間）

本サービスの提供開始は平成14年2月1日からとします。

本サービスの提供終了は NTT がフレッツ・ISDN、フレッツ・ADSL、フレッツ光の提供を終了する時とします。ただし、その期間内であっても事情により予告なく短縮し又は提供を終了する場合があります。

## 第12条（通信の切断）

当社は、次の各号に掲げる事由が発生した場合、通信を切断します。

- (1)当社が第9条（サービスの中断）によりサービスを中断した場合
- (2)当社又は契約者が第10条（解除）により本契約を解除した場合
- (3)本サービス契約が第11条（期間）により終了した場合
- (4)前3号のほか、当社が必要と判断した場合

## 第13条（免責）

当社は、利用者が本サービスの利用に関して被った一切の損害（本サービスが利用できないことによる場合を含みます。また、その原因の如何を問いません。）について賠償の責任を負いません。

利用者が本サービスの利用に関して第三者に与えた損害について当社が当該第三者に当該損害の賠償をしたときは、当社は、利用者に対し当該賠償について求償することができます。

## 第14条（管轄）

この規約及び本サービスに関する紛争については、甲府地方裁判所を管轄裁判所とします。

## 附則

本規約は平成25年11月1日より実施するものとします。

本規約は令和4年4月1日より改定実施するものとします。

別表1 サービス料金について

NTTのフレッツサービスを利用したフレッツ固定IP接続サービスの料金

細目料金(フレッツ固定IP接続サービス)

初期費用

加入料	15,000円(税込16,500円)
ドメイン登録料	10,000円(税込11,000円)

※ドメインを新規で取得する場合のみ「ドメイン登録料」が必要となります。

月額費用

【フレッツ・ISDN及びフレッツ・ADSLをご利用の場合】

固定IPアドレス 4個	6,800円(税込7,480円)
固定IPアドレス 8個	15,000円(税込16,500円)
固定IPアドレス 16個	28,000円(税込30,800円)

【フレッツ光をご利用の場合】

固定IPアドレス 4個	15,000円(税込16,500円)
固定IPアドレス 8個	25,000円(税込27,500円)
固定IPアドレス 16個	45,000円(税込49,500円)

※NTT の回線費用等を含む場合は、上記金額の他に別途回線費用(月額利用料、運用管理費用等)がかかります。